

現代韓国語における‘-아/어 드리다’の実現様相について —‘-아/어 주다’への置き換え可否を通して—

金アラン
上智大学

1. はじめに

日本語と韓国語は文法的な類似点が多いことで知られているが、授受表現においては視点の置き方やウチ・ソトの捉え方による違いなど、相違点も少なくない。例えば、奥津(1983)は、日韓語の授受表現について、日本語は「やる」「あげる」「さしあげる」「くれる」「くださる」「もらう」「いただく」の七語体系であるのに対し、韓国語は‘주다(やる・あげる・くれる)’, ‘드리다(さしあげる)’, ‘받다(もらう・いただく)’の三語体系であること、日本語には身内・よそものとの区別があるのに対し、韓国語にはそのような区別がないため、「やる・あげる」「くれる」を区別せず、いずれも‘주다’で表すこと、そして、韓国語は絶対敬語的な性格を帯びる点で日本語と異なることを指摘している¹⁾。

本稿の考察対象である韓国語の‘-아/어 드리다’は、日本語の「~てさしあげる」に当たる形とされる。両形式は、行為が向かう対象に対する敬意を表す時に用いられるが、‘-아/어 드리다’は客体待遇法を実現する形として位置づけられ、「~てさしあげる」は謙譲語として位置づけられている。これまでの研究によって「~てさしあげる」は、恩着せがましさを感じさせることから積極的に使われないことが指摘されている(金昌男 1999)。また、使用している人の属性を分析した研究(尾崎 2008)や「~てさしあげる」を過剰使用する外国人学生への教授法について言及している論考(稲熊 2005)も見られる。

‘-아/어 드리다’に関するこれまでの研究をしてみると、‘-아/어 주다’の尊待形としての機能や‘드리다’の補助動詞としての機能を部分的に言及している程度で、‘-아/어 드리다’だけに焦点を当てた研究はあまりない。授受動詞に関する日韓対照研究を見ても、その多くは本動詞に焦点が当てられ、‘-아/어 드리다’と「~てさしあげる」についての言及はそれほど多くない。その理由の一つとして、日本語で「~てさしあげる」が積極的に用いられないことや、韓国語の‘-아/어 드리다’に関する研究が少ないことがあげられるだろう。そこで本研究では、両形式の対照研究に先立ち、‘-아/어 드리다’が具体的にどのような行為を表す際に使用されるかを観察する。そして、‘-아/어 드리다’が使用された例文を非尊待形である‘-아/어 주다’へ置き換えが可能かどうかを見ていくことで、‘-아/어 드리다’の特徴を明らかにする。

2. 先行研究と本稿の目的

韓国語の待遇法は、主体待遇法、客体待遇法、聴者待遇法に分けられるが、このうち‘-아/어 드리다’は客体待遇法に属する。客体待遇法とは、ある行為が及ぶ対象に対して敬意を表すもので、‘-에게’の尊待形である‘-께’と、表1に示した特殊語彙によって実現する。

表 1. 韓国語の客体待遇を実現する特殊語彙

非尊待形	尊待形
주다あげる	드리다さしあげる
데리다連れる	모시다お連れする
만나다会う	뵙다お目にかかる
묻다聞く	여쭙다伺う・お聞きする

表1のうち、‘주다’と‘드리다’は本動詞の他、補助動詞としても用いられる。(1a)は本動詞‘드리다’の例で、(1b)は補助動詞‘-아/어 드리다’の例である(出典を示さない例文は作例である)。

(1) a. 민호가 선생님께 과자를 드렸다.

「ミンホが先生にお菓子をさしあげた。」

b. 민호가 선생님께 과자를 만들어 드렸다.

「ミンホが先生にお菓子を作ってさしあげた。」

お菓子の受け手である先生に対する敬意を(1a)では本動詞‘드리다’で、(1b)では補助動詞‘-아/어 드리다’で表している。(1)は客体が話題の人物であるが、(2)のように客体が聞き手である場合にも‘-아/어 드리다’が用いられる。

(2) a. 선생님, 제가 도와 드릴게요.

「先生、わたくしが手伝ってさしあげます。」

b. 부장님, 제가 그 가방 들어 드릴까요?

「部長、わたくしがその鞆、持ってさしあげましょうか。」

(2a)と(2b)はいずれも自然な韓国語であるが、これを日本語に訳すと恩着せがましく聞こえ、不自然である。金昌男(1999)は、「さしあげる」と‘드리다’はともに与え手が目下で、受け手が目上の場合に使われるが、‘드리다’は目上の先生に対して直接使えるのに対し、「さしあげる」は使えないと指摘した。日本語の敬語表現について考察した蒲谷・川口・坂本(1998)は、「持つ

てさしあげましょうか」のような文は敬語表現として問題があると述べ、その理由について「~てさしあげる」は相手に恩恵を与える言い方であるためだと説明した。同研究では、たとえ事実として相手に恩恵を与えることが明らかであっても、それを具体的に表現するのは敬語表現として適当でないとしている。それに対し、韓国語の‘-아/어 드리다’は日本語ほど押しつけがましい感じは与えない(油谷 2005)か、押しつけがまさがまったくなく、純粹に謙讓の意味を表す(稲熊 2005)とされる。

김한식(1997)は‘드리다’は日本語の「さしあげる」に対応するが、翻訳する時は「~いたす」「お+動詞+する」「~申し上げる」²⁾で訳した方が自然な場合が多いとした。さらに同研究は、日本人韓国語学習者による誤用についても述べている。

(3) 선생님, 확인되는 대로 { a. ?알리겠습니다 / b. 알려 드리겠습니다 }.

「先生、確認し次第{ a. 知らせます / b. 知らせてさしあげます }。

(김한식 1997 : 418)

김한식(1997)は、日本人韓国語学習者は(3a)のように表現しがちであるが、この表現は先生ではなく第三者に知らせると解釈されるため、誤用と捉えるべきだとした。同研究は、両言語の学習者を比較し、韓国人日本語学習者による「~てさしあげる」の濫用は恩着せがましく聞こえはするものの話者の意図が伝わるのに対し、日本人韓国語学習者による‘-아/어 드리다’の不使用は、異なる意味に捉えられる可能性があるため、教師はこの点に注意して教えるべきだとしている。

韓国語のみを対象とする研究では、‘-아/어 드리다’を‘-아/어 주다’に尊待の意味が付与されただけの形式とし、本動詞‘드리다’と補助動詞‘-아/어 드리다’を区別しない記述も見られる。また、統語的側面に関する研究(목정수 2008, 박용일 2008)は見られるものの、意味や用法に関する考察は多くない。そのような中、韓国語の授受動詞の文法化について考察した구현정(2003)は、‘드리다’, ‘-아/어 드리다’の意味を‘주다’, ‘-아/어 주다’と比較している。以下では、구현정(2003)の研究を概観する。

まず、구현정(2003)は本動詞‘드리다’が表す意味を表 2 のように分類している。

表 2. 本動詞‘드리다’の意味記述(구현정 2003 : 12)

意味記述	例
① ‘주다’の客体尊待	용돈(小遣い), 선물(贈り物), 전화(電話), 편지(手紙), 글(文), 소식(消息), 부담(負担), 주의(注意), 경고(警告), 실망(失望)

② (目上に何かを) 申し上げる	보고(報告), 상의(相談), 부탁(付託), 의논(議論), 설명(説明), 소개(紹介), 사과(謝罪), 직언(直言), 충고(忠告), 건의(建議), 질문(質問), 확답(確答), 정보(情報), 대답(對答), 간청(懇請)
② 挨拶や礼を行う	인사(挨拶), 감사(感謝), 조문(弔問), 축하(祝賀), 경하(慶賀), 문안(問安), 수청(守廳), 하례(賀禮), 세배(歲拜), 감축(感祝)
④ 神に祈ったり 神を讃えたりする	예배(礼拝), 찬양(贊揚), 미사(missa), 기도(祈禱), 불공(仏功), 묵주신공(黙珠神功), 치성(致誠), 기우제(祈雨祭)

表2を見ると、‘드리다’が常に‘주다’の客体尊待として用いられるわけではないことが分かる。①の‘드리다’は‘주다’の客体尊待形であるが、②③④の‘드리다’は‘하다’の客体尊待形である。そのため、客体に対して敬意を表さない場合、①の‘드리다’は‘주다’に置き換えられるが、②③④の‘드리다’は‘주다’ではなく、‘하다’に置き換えなければならない。

- (4) a. { ①용돈 / ②보고 / ③인사 / ④예배 }을(를) 드린다.
 b. { ①용돈 / ②*보고 / ③*인사 / ④*예배 }을(를) 준다.
 c. { ①*용돈 / ②보고 / ③인사 / ④예배 }을(를) 한다.

구현정(2003)は、‘주다’の客体尊待として用いられる‘드리다’は、‘주다’と同様、「伝達」の意味を基本的に持ち、「所有」や「恩恵」³⁾の意味は選択的に表すとした。それは表2の①の例に‘부담’や‘실망’のように「恩恵」とは結びつかない語彙が含まれていることから確認できる。

では、補助動詞‘-아/어 드리다’はどうだろうか。구현정(2003)は‘-아/어 드리다’と共に起する動詞として、‘하다’, ‘대접하다(もてなす)’, ‘돕다(手伝う)’, ‘보호하다(保護する・守る)’, ‘돌보다(世話する)’, ‘괴롭히다(虐める)’のような動詞をあげている。同研究は、‘-아/어 드리다’が「恩恵」の意味を持つとしながらも、‘괴롭혀 드려서 죄송합니다([直訳] いじめてさしあげて申し訳ありません)’や‘걱정을 끼쳐 드려서 죄송합니다([直訳] 心配をかけてさしあげて申し訳ありません)’のような場合には「恩恵」の意味が縮小されて「影響」の意味のみが現れると述べた。また、‘-아/어 드리다’の非尊待形である‘-아/어 주다’も‘…뒤통수를 갈겨 주고 싶은 충동…([直訳] …後頭部をぶん殴ってやりたい衝動…)’のような場合には、「恩恵」の意味はなく「影響」の意味のみが現れるとした。このように、‘-아/어 드리다’は「恩恵」だけでなく「影響」の意味を表す点でも‘-아/어 주다’と共通しており、両形式の違いは「客体尊待」の有無だけのように見える。しかし、両形式の違いが尊待

の有無だけであるとは言えない。

(5) a. 걱정을 끼쳐 드려서 죄송합니다. (구현정 2003 : 13)

「[直訳] 心配をかけてさしあげて申し訳ありません。」

a'. *민호야, 걱정을 끼쳐 줘서 미안해.

「[直訳] 민호、心配をかけてあげてごめん。」

(5a)は구현정(2003)が「影響」とした例であるが、(5a')のように客体を目下に設定しても‘-아/어 주다’へは置き換えられない。‘-아/어 주다’に「客体尊待」の意味だけが加わった形が‘-아/어 드리다’であるならば、客体を目下や同等な立場の人に変えれば、‘-아/어 주다’への置き換えが可能はずだが、実際には置き換えが不可能な例が見られる。では、‘-아/어 주다’への置き換えはどのような時に可能で、どのような時に不可能なのだろうか。次節では、‘-아/어 드리다’の使用例を 21 世紀世宗コーパス⁴⁾、情報検索サイト、ドラマ、自然会話から抽出し、‘-아/어 드리다’で表される行為の性格とその行為を主体・客体がどのように捉えているかを中心に分析する。そして、‘-아/어 드리다’が使用された例を‘-아/어 주다’に置き換えできるかどうかを観察しながら、置き換え可否から分かる‘-아/어 드리다’の特徴を明らかにする。

3. ‘-아/어 주다’への置き換え可否から見る‘-아/어 드리다’の特徴

구현정(2003)は、「客体尊待」以外に見られる‘-아/어 드리다’の意味を、「恩恵」と「影響」に分けているが、「影響」の意味を表す例として示したのが、いずれも客体に対する否定的な行為を謝罪する内容であった(괴롭혀 드려서 죄송합니다, 걱정을 끼쳐 드려서 죄송합니다)。「恩恵」を客体に利益をもたらす行為とし、「影響」を客体に利益をもたらさない行為とした場合、客体に利益をもたらすか、もたらさないかが判別できない例を扱うことができない。実際、本稿で使用したデータにおいても「恩恵」とも「影響」とも判断できない例が見られた。このような例も扱うことができるよう、本稿では客体に利益をもたらす行為を「恩恵」、利益をもたらさない行為を「非恩恵」として、例文を分析する。なお、‘-아/어 드리다’と‘-아/어 주다’の日本語訳は、すべて直訳で示す。

3.1 「恩恵」を表す‘-아/어 드리다’

まず、‘-아/어 드리다’が「恩恵」を表す例から見ていく。(6)は姑と嫁の会話で、嫁の発話に‘-아/어 드리다’が用いられている。

(6) 시어머니 : 무채김치가 갑자기 미친 듯이 먹고 싶네.

며느리 : 알겠어요. 제가 해 드릴게요.

「姑：大根キムチが急に無性に食べたい。

嫁：分かりました。わたくしが作ってさしあげます。」

(6)では大根キムチが食べたいと言う姑の話聞いた嫁が、作ってあげると言っている場面で、客体の要望に応えるための行為を‘-아/어 드리다’で表している。主体が客体の望んでいる行為を実現するという状況であるため、この行為は客体にとって「恩恵」となる。この類の例の‘-아/어 드리다’は‘-아/어 주다’へ置き換えることができる。

(6') 여동생：무채김치가 갑자기 미친 듯이 먹고 싶네.

언니：알겠어. 내가 해 줄게.

「妹：大根キムチが急に無性に食べたい。

姉：分かった。私が作ってあげる。」

(6)は客体の要望に応じて主体がその行為をしようとするのが明確な例であるが、客体が望んでいる行為を主体が把握している時にだけ‘-아/어 드리다’が用いられるわけではない。(7a)は畑仕事をしているおじいさんに対して少年が発話したもので、(7b)はコミュニティサイトに掲載された内容の一部で、入院した母親について述べている。

(7) a. 너무 지치신 것 같아요. 제가 도와 드릴게요.

(<http://egloos.zum.com/freeanbi/v/56665>)

「とてもお疲れのようになります。わたくしが手伝ってさしあげます。」

b. 다음 병원에 갈 땐 싫다고 하셔도 좋아하시는 회, 싱싱한 걸로 사드리고 와야겠습니다.

(<http://cafe.daum.net/j2ME/8TOY/1162?q=%BD%C8%B4%D9%B0%ED%20%C7%CF%BC%C5%B5%B5%20BD%CC%BD%CC%C7%D1%20C8%B8>)

「今度病院に行くときは、嫌だとおっしゃっても好物の刺身、新鮮なものを買ってさしあげてくるつもりです。」

(7a)の「手伝う」は疲れているおじいさんのための行為であり、少年はその行為がおじいさんに利益(=休むことができる)をもたらすと考えている。同様に(7b)の母親の好物の刺身を「買う」という行為も、主体(話し手)は、その行為が母親に利益(=好物が食べられる)をもたらすと考えている。(6)は客体が望んでいる行為を主体が行うという例であったが、(7a)は客体による意思是明示されておらず、(7b)は客体がその行為を拒否しても、主体は買っていくつもりであることが述べられている。つまり(7)は客体の意思とは関

係なく、主体の判断で行為の実行を決めている。客体の意思とは関係なく主体が判断をしてはいるが、主体がその行為を客体にとって望ましいと判断している点や‘돕다’という語彙の使用、母親の好物を買うという肯定的な行為を表す点で、「恩恵」の意味が読み取れる。この例も‘-아/어 주다’への置き換えが可能である。

(7) a. 민호야, 너 너무 지친 것 같아. 내가 도와줄게.

「ミンホ、お前、すごく疲れたように見える。私が手伝ってあげる。」

b. 다음 병원에 갈 땐 싫다고 해도 좋아하는 회, 싱싱한 결로 사주고 와야겠습니다.

「今度病院に行くときは、嫌だと言っても好物の刺身、新鮮なものを買ってあげてくるつもりです。」

(6)と(7)は、客体がその行為を望んでいることが明示されているか、主体の判断のみかという点で違いは見せるが、いずれも客体にとって肯定的な行為と判断されるため、「恩恵」の意味が表れると説明できる。

以上で確認したように、「恩恵」を表す‘-아/어 드리다’は‘-아/어 주다’への置き換えが可能であり、この場合の‘-아/어 드리다’は‘-아/어 주다’に「客体尊待」の意味が加わっただけのものと考えられる。

3.2 「非恩恵」を表す‘-아/어 드리다’

この節では、「非恩恵」を表す‘-아/어 드리다’の例文を見ていく。分析の結果、「非恩恵」は「迷惑」と「迷惑以外」のものに分けることができた。

3.2.1 では迷惑な行為を表す‘-아/어 드리다’の例を、3.2.2 では迷惑以外の行為を表す‘-아/어 드리다’の例を見ることにする。

3.2.1 迷惑な行為を表す‘-아/어 드리다’

まず、迷惑な行為を表す時に用いられた例を見てみよう。

(8) a. 걱정 끼쳐 드려서 죄송해요.

(<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=110&oid=028&aid=0000025776>)

「心配かけてさしあげて申し訳ありません。」

b. 본의 아니게 엄청 고생시켜 드린 것도 사과해야 하고… (世)

「心ならずもすごく苦勞させてさしあげたことも謝らなければならぬし…」

c. ... 게다가 손도 다치게 해 드려서 정말 죄송합니다.

(<http://cafe.naver.com/popeyebelt/1083>)

「…さらに手も怪我させてさしあげて本当に申し訳ありません。」

(8a)では娘が父親に対して帰宅が遅くなり心配をかけたことを、(8b)では俳優が演出家に対して稽古のことで苦勞させたことを、(8c)では販売者が顧客に対して商品の欠陥で怪我させたことを‘-아/어 드리다’を用いて話している。主体である話し手は、これらの行為を客体にとって迷惑となる行為であると判断している。それは、(8a)の‘죄송해요’、(8b)の‘사과해야 하고’、(8c)の‘죄송합니다’のように、謝罪の言葉とともに使用されていることから確認できる。日本語では客体に迷惑となる行為について「~てさしあげる」を使用できない。客体に迷惑となる行為にも使用される‘-아/어 드리다’の用法は日本語と大きく異なると言える。なお、客体に迷惑となる行為を表す‘-아/어 드리다’は影響が及ぶことを表す‘끼치다’⁵⁾や、使役を表す‘시키다’⁶⁾、‘-게 하다’⁷⁾と共起する例が多く見られた。

では、迷惑となる行為に使用される‘-아/어 드리다’は‘-아/어 주다’に置き換えることができるだろうか。(8)の客体を目下に変えて‘-아/어 주다’への置き換え可否を確認する。

(8') a. 걱정 {ㄱ. *끼쳐 줘서 / ㄴ. 끼쳐서} 미안해.

「心配{ㄱ. かけてあげて / ㄴ. かけて}ごめん。」

b. …{ㄱ.*고생시켜 준 / ㄴ. 고생시킨} 것도 사과해야 하고…

「…{ㄱ. 苦勞させてあげた / ㄴ. 苦勞させた}ことも謝らなければならないし…」

c. …손도 {ㄱ. *다치게 해 줘서 / ㄴ. 다치게 해서} 정말 미안해.

「…手も{ㄱ. 怪我させてあげて / ㄴ. 怪我させて}本当にごめん。」

迷惑をかける行為を表す例では、客体を目下に変えても各(ㄱ)のように‘-아/어 주다’を使うことはできない。この場合、‘-아/어 주다’を用いず、各(ㄴ)の‘끼쳐서’、‘고생시킨’、‘다치게 해서’のように表さなければならない。

しかし、‘-아/어 주다’が常に迷惑をかける行為に使用できないわけではない。2節でも概観したように구현정(2003)は(9)のように迷惑に当たる行為に‘-아/어 주다’が使われた例を示している。

(9) 나는 그 뒤통수를 갈겨 주고 싶은 충동을 겨우 참았다.

(구현정 2003 : 11)

「僕はその後頭部をぶん殴ってやりたい衝動を辛うじて我慢した。」

(8')と(9)はいずれも客体にとって迷惑となる行為であるが、(8')は‘-아/어 주다’が使えないのに対し、(9)は‘-아/어 주다’が使える。(8')と(9)を比較し

てみると、(8)は主体が意図しなかった行為によって、客体に迷惑をかける事態に至ったのに対し、(9)の「ぶん殴る」は、主体の意図的な行為によって客体に不利益を与えるものである。つまり、客体にとって迷惑となる行為である点では同じであっても、主体の行為が意図的な場合には‘-아/어 주다’が使用できるのに対し、非意図的な場合には‘-아/어 주다’が使用できない。さらに、客体に向けた迷惑な行為に対して、主体が申し訳ない気持ちを表しているかどうかによって、‘-아/어 주다’の使用可否が異なる。主体が客体に対して不利益を被らせるための意図的な行為であったとしても、後ろに謝罪の言葉が続くと、‘-아/어 주다’は使えない。

(9) 아까는 뒤통수를 {ㄱ. *갈겨 줘서 / ㄴ. 갈겨서} 미안해.

「さっきは後頭部を{ㄱ. ぶん殴ってやって / ㄴ. ぶん殴って}ごめん。」

では、主体が意図的に客体に不利益を被らせる時に‘-아/어 드리다’は使えるのだろうか。(10)は自然会話⁸⁾からの例である。アルバイト先の社長が給与を振り込んでくれずに悩んでいる息子に代わり、法律関係の仕事をしている父親がその問題を解決したという内容である。電話に出ない社長に父親が残したメッセージの内容を息子である話し手が友人に話している。ここでは、主体が意図的に客体に不利益を被らせるための行為を行おうとしており、この場合の‘-아/어 드리다’は‘-아/어 주다’に置き換えられる。

(10) 아빠가 “어~ 강사로 있던 ○○○ 아버지입니다.” 그 다음에, “참 재미있는 분이시네요. 몇 푼 되지도 않는 돈 가지고 참 재밌게 구시네요.” 이런 다음에, “어, 오늘 안으로 입금해 주시지 않으면은 제가 좀 피곤하게 해 드리겠습니다.” 이랬어. “고의적인 행동으로밖에 보이지 않기 때문입니다” 이랬어. 그래갖구, 그 다음 날 바로 돈 들어오더라.

「父が「えー、講師で働いていた○○○の父親です。」その後に「本当に面白い方ですね。大した金額でもないのに本当に面白いことをなさるんですね。」こう言った後に「え、今日中に入金して下さらないと、わたくしが少し疲れさせてさしあげますよ。」こう言ったの。「故意的な行動にしか見えないからです。」こう言ったの。そうして、その次の日、すぐお金が入金された。」

(10') ...오늘 안으로 입금해 주시 않으면은 내가 좀 피곤하게 해 주겠어.

...

「...今日中に入金してくれないと、私が少し疲れさせてやるよ。...」

行為の主体は、自分が行おうとすることが客体にとって望ましくない行為であることを自覚しており、そこにはすまない気持ちや後ろめたさはない。‘-아/어 드리다’は客体尊待を表すとされるが、(10)からは敬語で表されるはずの敬意が全く読み取れず、むしろ不利益を被らせる場合にも使用されていることが分かる。

客体に迷惑となる行為に使用される‘-아/어 드리다’には次のような例も見られた。(11a)は宿泊施設のお客さんのクレームに対するスタッフの発話で、(11b)は販売者が購入者へ送ったメッセージの一部である。

(11) a. …해결해 드리지 못해서 정말 죄송합니다. (世)

「…解決してさしあげられなくて本当に申し訳ありません。」

b. 답장을 제때 못해 드려서 죄송합니다.

(http://rose4u.kr/@/bbs/board.php?bo_table=preview&wr_id=1495&page=20)

「すぐに返事をしてさしあげられなくて申し訳ありません。」

‘해결하지 못하다’, ‘답장을 제때 못하다’という行為は、いずれも客体にとって迷惑な行為であり、主体である話し手はその行為に対して申し訳ないという気持ちを表している。客体にとって迷惑な行為をしてしまったことに対して謝罪のことばとともに使用された例を(8)で見えてきたが、(8)は‘-아/어 주다’への置き換えはできなかった。それに対し(11)は次のように置き換え可能である。

(11) a. 민호야, … 해결해 주지 못해서 정말 미안해.

「ミンホ、… 解決してあげられなくて本当にごめん。」

b. 민호야, 답장을 제때 못해 줘서 미안해.

「ミンホ、すぐに返事をしてあげられなくてごめん。」

‘-아/어 주다’への置き換えが不可能な(8)と‘-아/어 주다’への置き換えが可能な(11)の違いを考えてみると、(8)は「心配をかける」「苦勞させる」「怪我をさせる」という行為自体が客体にとって迷惑であるのに対し、(11)は「解決する」「すぐに返事をする」という行為を実現できなかったことによって、客体に迷惑をかける結果になったという点をあげることができる。(11)のように行為を実現できなかったことを表すものはすべて能力の否定を表す吳と共に起した例であった。迷惑となる行為を述べる際の‘-아/어 드리다’は、その行為自体が客体にとって迷惑である場合には‘-아/어 주다’への置き換えができないが、客体が望んでいるであろうと思われる行為を実行できなかったために迷惑をかけるに至った場合には‘-아/어 주다’への置き換えが可能である。つまり、否定的な行為による迷惑か、肯定的な行為の実現不可能に

よる迷惑かによって‘-아/어 주다’への置き換え可否が決まるといえる。

3.2.2 迷惑以外の行為を表す‘-아/어 드리다’

「非恩恵」を表す‘-아/어 드리다’は、迷惑以外の例でも用いられていた。具体的にどのような例を指すのか例をあげて説明する。まず、(12)を見てみよう。

(12) a. …결혼하더라도 우리는 여기 남아 살려고 했고 피양세도 이곳을 좋아하고 사랑하니까 그러겠다고 맹세했어요. 교수님의 오해를 풀어 드리려고 피양세랑 몇 번이나 교수님을 찾아갔는데 한 번도 만나 주지 않았어요. 정말 지독하게 완고하신 분입니다. (世)

「…結婚しても私たちはここに残って住むつもりでしたし、婚約者もここが好きで愛しているからそうすると誓いました。先生の誤解を 解いてさしあげようと思って婚約者と何度も先生のところを訪ねましたが、一度も会ってくれませんでした。本当にひどく頑固な方です。」

b. 가 : 그 얘기 역시 내가 누군가에게 전해야 할 성질의 것입니까?
나 : 전하고 안 전하시는 건 이선생님의 의사에 맡기겠습니다. 저는 다만 공식적인 절차를 걸쳐서 저를 중상모략한 사람이 이 마을에 있다는 사실을 알려 드리고 아울러 인간의 성실한 노력이나 미래를 향한 의지에 가해지는 그 어떤 모욕으로부터도 마을을 지키고 보호할 책임이 저한테 있음을 분명히 밝히고 싶었을 뿐입니다. (世)

「가 : その話も私が誰かに伝えなければならない内容のものですか?

나 : 伝えるかお伝えにならないかは李先生の意思にお任せします。私はただ公式的な手続きを通して私を誹謗した人がこの町にいるという事実を 知らせてさしあげて、併せて人間の誠実な努力や未来に向けての意志に関わるすべての冒瀆からも町を守って保護する責任が私にあることをはっきりさせたかっただけです。」

c. 양 부위원장은 문제가 된 자료에 대해 “확실한 건 어제 인터넷에 떠돈 내용은 중앙선관위나 중앙당, 선거관리위원회에서 확인할 수 없는 내용임을 알려 드린다”며 “따라서 (유출된) 개표 결과는 전혀 신뢰할 수 없는 근거 없는 자료로 인식해 주셨으면 한다”고 설명했다.

(<http://blog.naver.com/parkhs43/220965340516>)

「梁副委員長は問題となった資料について「確かなことは昨日インターネットで広まった内容は中央選挙管理委員会や中央党、選挙管理委員会では確認できない内容であることを 知らせてさしあげる」

と言いながら「したがって(流出した)開票結果は全く信頼できない根拠のない資料として認識してほしい」と説明した。」

(12a)は外国人と結婚した弟子が外国に移住すると思っている教授の誤解を解くために教授を何度も訪ねたという話を、弟子が第三者に話している場面である。この例では教授の誤解を解くことを述べる時に‘-아/어 드리다’を用いているが、誤解を解くことは客体のための行為ではなく、誤解されている主体(話し手=弟子)のための行為であると解釈できる。(12b)は自分を誹謗した人が町にいることを、その町で発言権を持つ李先生に話す時に‘-아/어 드리다’を用いたものである。自分を誹謗した人がこの町にいることを知らせることは、主体(話し手)のための行為であって、客体(李先生)のための行為ではない⁹⁾。また、(12c)は新聞記者のブログに掲載された内容の一部で、選挙管理委員会の副委員長が昨日インターネットで広まった情報は信用できないものだど国民に向けて発話した部分に‘-아/어 드리다’が用いられている。この例は、間違った情報の拡散を防ぐための注意喚起を目的としており、行為の利益・不利益を表すものではない。つまり、(12a),(12b)は客体ではなく主体に利益となる行為、(12c)は誰にとっての利益・不利益かが判断できない行為である¹⁰⁾。いずれも、客体にもたらされる不利益を主体は考慮していないため、「非恩恵」の中の「中立」に当たると言える。では、中立的な行為に使用された‘-아/어 드리다’は‘-아/어 주다’に置き換えられるだろうか。

- (12') a. (話し手が友達の本ホに誤解されていることを第三者に話している場面) 민호의 오해를 {ㄱ. 풀어 주려고 / ㄴ. 풀려고} 몇 번이나 민호를 찾아 갔는데 한 번도 만나 주지 않았어요. 정말 지독하게 완고한 녀석입니다.
「本ホの誤解を{ㄱ. 解いてあげようと思って / ㄴ. 解こうと思って} 何度も本ホのところを訪ねましたが、一度も会ってくれませんでした。本当にひどく頑固なやつです。」
- b. 나를 중상모략한 사람이 이 마을에 있다는 사실을 너에게 {ㄱ. 알려 주고 / ㄴ. 알리고}…
「僕を誹謗した人がこの町にいるという事実を君に{ㄱ. 知らせる / ㄴ. 知らせる}…」
- c. “…젊은 유권자들에게 어제 인터넷에 떠돈 내용은 중앙선관위나 중앙당, 선거관리위원회에서 확인할 수 없는 내용임을 {ㄱ. *알려 준다 / ㄴ. 알린다}”며…
「「…若い有権者たちに昨日インターネットで広まった内容は中央選挙管理委員会や中央党、選挙管理委員会では確認できない内容であ

ることを{ㄱ. 知らせてあげる / ㄴ. 知らせる}.」と言いながら…」

(12')は客体を主体と同等の立場、あるいは目下に変えた例である。'-아/어 주다'への置き換えを見ると、(12'a)と(12'b)は'-아/어 주다'への置き換えも本動詞のみの使用も可能であるが、(12'c)では'-아/어 주다'への置き換えは不可能であり、本動詞のみの使用が可能である。この違いにはどのような理由があるのだろうか。(12)の例を振り返ってみると、(12a),(12b)は客体が「教授」や「李先生」のように特定の人物であったのに対し、(12c)の客体は不特定多数である点に違いがある。つまり、客体が特定の人物の場合には'-아/어 주다'への置き換えが可能であるのに対し、不特定多数の場合には置き換えが不可能であると説明できる。'-아/어 드리다'が使用され、不特定多数が客体となる場合には、その客体に'국민 여러분', '시청자/청취자 여러분', '고객 여러분', '독자 여러분'を取る例が多く見られた。客体が国民や視聴者、顧客、読者といった不特定多数の場合には、主体は客体個々人の年齢や具体的な属性を知り得ることができない。そのため、不特定多数に向けた発話は丁寧さが求められる。また、不特定多数が客体となる場合、非恩恵のうち(12c)のような中立の内容を'-아/어 드리다'を使って表すことはできるが、迷惑となる行為を'-아/어 드리다'を使って表すことはしない。なぜなら、不特定多数の人々に迷惑な行為を意図的に行うことは一般的ではないためである。

- (13) a. *국민 여러분, A 후보가 대통령이 되면 세금을 올려 드릴 겁니다.
「国民の皆様、A 候補が大統領になれば税金を上げてさしあげるでしょう。」
- b. *시청자 여러분, 박민호 PD 는 지금까지 공영 방송으로서는 부적절한 방송을 해 드려 왔습니다.
「視聴者の皆様、朴ミンホ PD は今まで公営放送としては不適切な放送をしてさしあげてきました。」

このように、「非恩恵」のうちの「中立」は、客体が特定の人物か不特定多数かによって分類することができ、客体が特定の人物の時は'-아/어 주다'への置き換えが可能であるが、客体が不特定多数の時は'-아/어 주다'への置き換えが不可能であることが確認できた。不特定多数が客体になると発話に丁寧さが求められるため、一貫して'-아/어 드리다'を用いるのが一般的だと言える。

これまでの内容をまとめると、以下のようになる。

- (I) ある行為が客体にとって望ましいと主体が判断した時に用いられる'-

아/어 드리다'は恩恵を表すものとして'-'아/어 주다'へ置き換えられる。

(II) 非恩恵のうち、迷惑に当たる行為を述べる時に用いられる'-'아/어 드리다'は、主体が意図せず客体に迷惑をかけた場合は'-'아/어 주다'への置き換えが不可能であったが、客体にとって望ましい行為が実現できず結果的に迷惑をかけた場合と、主体が客体に不利益を被らせるためにその行為を意図的に行う場合には'-'아/어 주다'への置き換えが可能であった。

(III) 非恩恵のうち、中立の行為を述べる時に用いられる'-'아/어 드리다'は、その行為が特定の人物に対する行為を表す場合は'-'아/어 주다'への置き換えが可能であったが、客体が不特定多数の場合は'-'아/어 주다'への置き換えが不可能であった。

客体に向けた行為を表す際に用いられる'-'아/어 드리다'が、どのような時に'-'아/어 주다'へ置き換えられ、どのような時に置き換えられないかを示すと表3のようになる。

表3. '-'아/어 드리다'で表される行為と'-'아/어 주다'への置き換え可否¹¹⁾

'-'아/어 드리다'で表される行為		'-'아/어 주다'への置き換え可否	
恩恵 (例 6,7)		可	
非恩恵	迷惑	その行為自体が迷惑である場合 (例 8)	不可
		客体にとって望ましい行為が実現できず結果的に迷惑をかけた場合 (例 11)	可
		主体が意図的に客体に不利益を被らせる場合 (例 10)	可
	中立	客体が特定の人物の場合 (例 12a,b)	可
		客体が不特定多数の場合 (例 12c)	不可

常に表される'-'아/어 드리다'の意味は「客体尊待」である。そのため、客体が主体よりも目上であれば、恩恵に当たる行為も、非恩恵に当たる行為も'-'아/어 드리다'で述べることができる。日本語では、客体に利益を与える行為を述べる場合、恩恵の意味を示したい時は「~てさしあげる」を用い、恩恵の意味を示さず謙譲の意味だけを示す時は「お+連用形+する」を用いる。しかし、現代韓国語には、謙譲の意味を表す「お+連用形+する」のような言語形式が存在せず(油谷 2005, 韓・梅田 2009)、主体の行為が客体に利益を与える場合もそうでない場合も'-'아/어 드리다'で客体に対する尊待の意を表す¹²⁾。

では、‘-아/어 주다’へ置き換えられないものほどのように説明できるだろうか。まず、「その行為自体が客体に迷惑である場合」に‘-아/어 주다’への置き換えが不可能な理由は、‘-아/어 주다’が‘-아/어 드리다’よりも「恩恵」の意味合いが強いためだと考える。「迷惑」に当たる行為を‘-아/어 드리다’で表すと、‘-아/어 드리다’が有している「恩恵」の意味と、迷惑を表す行為との間に矛盾が生じる。この場合、「恩恵」の意味は取り消され、本来‘-아/어 드리다’が有している「客体尊待」のみが保たれる。一方、‘-아/어 주다’は「恩恵」の意味が強いため、「迷惑」に当たる行為を‘-아/어 주다’で表そうとすると、‘-아/어 주다’が有する「恩恵」の意味と迷惑を表す行為とが衝突し、「恩恵」の意味が維持される。‘-아/어 드리다’は「恩恵」以外に「客体尊待」も表すため、「恩恵」の意味を維持し続けなくてもよいが、‘-아/어 주다’は主たる意味が「恩恵」であるため、それを維持する必要が生じる。そのため、迷惑な行為を表す時には‘-아/어 주다’が用いられないと考える。

一方、前で説明したように、属性を知り得ない不特定多数に向けた発話には丁寧さが求められるため、‘-아/어 주다’への置き換えが不可能だと考えられる。待遇法は基本的に話し手と聞き手、または発話に登場する人物との社会的・心理的關係によって運用されるが、客体が不特定多数の場合、話し手は客体との関係を明確に把握できないため、一貫して「客体尊待」を表す‘-아/어 드리다’を用いると考える。

4. おわりに

本稿では、先行研究で恩恵と影響に分類された‘-아/어 드리다’の意味を恩恵、非恩恵(迷惑・中立)に分け、‘-아/어 주다’への置き換え可否を通して‘-아/어 주다’と区別される特徴について考察した。その結果、(I)ある行為が客体にとって望ましいと主体が判断した時に用いられる‘-아/어 드리다’は恩恵を表すものとして‘-아/어 주다’へ置き換えられること、(II)非恩恵のうち、迷惑に当たる行為を述べる時に用いられる‘-아/어 드리다’は、主体が意図せず客体に迷惑をかけた場合は‘-아/어 주다’への置き換えが不可能であるが、客体にとって望ましい行為が実現できず結果的に迷惑をかけることを表した場合と、主体が客体に不利益を被らせるためにその行為を意図的に行う場合には‘-아/어 주다’への置き換えが可能であること、(III)非恩恵のうち、中立の行為を述べる時に用いられる‘-아/어 드리다’は、その行為が特定の人物に対する行為を表す場合は‘-아/어 주다’への置き換えが可能であるが、客体が不特定多数の場合は‘-아/어 주다’への置き換えが不可能であることが明らかになった。

補助動詞である‘-아/어 드리다’は様々な動詞と共起する。‘돕다’や‘대접하다’は客体に利益を与える行為であることが語彙自体から窺えるが、動詞によっては利益に当たるかどうかは文脈の中で決まるものや、

‘괴롭히다’のように客体に迷惑をかけることが明らかな語彙もある。本稿では動詞の語彙的な特徴が‘-아/어 주다’への置き換えに影響を与えているかについては考察することができなかった。今後は、データを増やし、動詞の語彙的な特徴にも注目しながら、‘-아/어 드리다’と日本語の「～てさしあげる」を対照する。そして、その結果を日本語母語話者のための韓国語教育、韓国語母語話者のための日本語教育に貢献できる形にして提示したいと考える。

《註》

- 1) 奥津(1983)は、‘주다’, ‘드리다’, ‘받다’に主体尊待の先語末語尾‘-시-’を付けて、‘주시다 (おやりになる・おあげになる・くださる)’, ‘드리시다(*おさしあげになる)’, ‘받으시다 (おもらいになる・*おいただきになる)’にすることができるが、「おさしあげになる」と「おいただきになる」は日本語では非文であるとした。
- 2) 油谷(2005)は、日本語には「お/ご～もうしあげる/いたす/する」という生産的な形式が存在するが、韓国語にはこれに相当する表現が存在しないとし、敢えてあげるとすれば、控えめな気持ちを表す‘-겠-’くらいだとした。
例) 제가 하겠습니다. 「わたくしが致します。」(油谷 2005 : 196)
- 3) 原文では「恩恵」と「徳澤(おかげ)」を意味する「恵澤」という用語が使われている。
- 4) 本研究では국립국어원 언어정보나눔터のホームページに公開されている말뭉치를使用した。媒体を「전체」にし、加工形態では「형태분석」を選択、単語検索には「드리」を入れ、品詞は「보조용언(VX)」にして用例を収集した。その結果、「현대문어」から 754 例、「현대구어」から 232 例、計 986 例が抽出できた(対象外の例は含まない, 検索日 : 2016 年 7 月 17 日)。
- 5) ‘끼치다’は、‘우려(憂慮)’, ‘심려(心慮)’, ‘염려(念慮)’, ‘걱정(心配)’, ‘폐・민폐(迷惑)’, ‘혼란(混乱)’, ‘불편(不便)’, ‘부담(負担)’, ‘어려움(難しさ)’, ‘수고(苦勞)’, ‘괴로움(苦しみ)’のようにそのほとんどが客体にとって否定的な行為を表す語彙を伴っていた。『연세한국어사전』(2008 : 315)で‘끼치다’の意味を調べると「①남에게 괴로움을 입히거나 당하게 하다, ②남에게 걱정하게 하다, ③세상에 좋은 영향을 남기다」となっている。③は有情名詞が客体にならないため、‘-아/어 드리다’と共に起する例は①と②の‘끼치다’である。
- 6) ‘-아/어 드리다’と共に起した‘시키다’の例文を分析した結果、‘만족(満足)’, ‘보존(保存)’, ‘안돈(安頓)’, ‘안심(安心)’, ‘여행(旅行)’, ‘요양(療養)’, ‘위로(慰勞)’, ‘이발(理髮)’, ‘인사(挨拶)’, ‘입금(入金)’, ‘진급(進級)’, ‘충족(充足)’, ‘탈출(脱出)’, ‘피신(避身)’, ‘호강(餐沢)’, ‘화해(和解)’, ‘확인(確認)’, ‘환기(喚起)’, ‘회복(回復)’, ‘결혼(結婚)’, ‘경험(経験)’, ‘구경(見物)’, ‘소개(紹介)’, ‘수술(手術)’, ‘연결(連結)’, ‘정정(訂正)’, ‘철수(撤収)’, ‘출퇴근(出退勤)’, ‘고생(苦勞)’, ‘실망(失望)’のような語彙と一緒に現れていた。‘끼치다’が主に客体にとって否定的な行為を表す語彙を伴っていたのに対して、‘시키다’は肯定的な行為を表

す語彙を伴う場合も多かった。

- 7) ‘-게 하다’は、‘골치 아프게 하다(悩ませる)’, ‘괴롭게 하다(苦しめる)’, ‘귀찮게 하다(面倒をかける)’, ‘기분을 상하게 하다(気分を害させる)’, ‘부담스럽게 하다(負担を感じさせる)’, ‘불쾌하게 하다(不快にする)’, ‘불편하게 하다(不便をかける)’, ‘섭섭하게 하다(寂しくする)’, ‘속상하게 하다(心を痛めさせる)’, ‘슬프게 하다(悲しませる)’, ‘외롭게 하다(寂しい思いをさせる)’, ‘피곤하게 하다(疲れさせる)’のような否定的な語彙は勿論、‘기쁘게 하다(喜ばせる)’, ‘즐겁게 하다(楽しませる)’, ‘행복하게 하다(幸せにする)’, ‘웃게 하다(笑わせる)’, ‘낫게 하다(治させる)’, ‘이기게 하다(勝たせる)’のように肯定的な語彙とも共起していた。
- 8) 筆者が 2011 年に収集したデータである。発話者は男性、大学生で、録音当時の年齢は 21 歳である。
- 9) 査読者から(12a),(12b)に関して、客体の利益になると主体が判断している可能性があるというコメントを頂いた。しかし、客体の利益になると主体が判断した 3.1 の例と比較してみると、(12a),(12b)はそれが明確ではない。そのため、今回は(12a),(12b)を中立に分類したが、より明確な分類をするためには、新たな指標を立てる必要があると考える。
- 10) 査読者から‘알려 주고 싶다’とすれば客体が不特定多数でも置き換えが可能ではないかというコメントを頂いたが、「…선거관리위원회에서 확인할 수 없는 내용임을 알려 주고 싶다」にしてもやはり不自然である。‘-고 싶다’を使用することで話し手の心的態度が現れ、政府機関から国民(不特定多数)に向けた公的情報の発信という印象が薄れてしまうためと考える。
- 11) 21 世紀世宗コーパスのデータからの例を分析した結果、「恩恵」に該当する例は 796 例、「非恩恵」に該当する例は 190 例であった。「非恩恵」に該当する例のうち、「迷惑」に当たる例は 69 例、「中立」に当たる例は 121 例であった。さらに「非恩恵」に該当する例のうち、‘-아/어 주다’へ置き換えられない例は、「迷惑」で 38 例、「中立」で 38 例であった。
- 12) 韓国語に謙讓の意味を表す専用の言語形式が最初から存在しなかったわけではない。李他(2004)は、中世韓国語では客体敬語法の先語末語尾‘-습-’が主体敬語法‘-시-’と対立し、活発に使われたと述べた。王様が来ると言う時は‘-시-’を入れて王を高め、人民が王を見たり、王の言葉を聞いたりすると言う時には、‘-시-’の代わりに‘-습-’を入れて王に対する尊待を表したとされる。고영근(1997)は、中世韓国語には‘드리다’も‘-습-’も存在し、その二つが共起する場合もあったと述べた。しかし、後世に客体敬語法の‘-습-’は消滅し、主体敬語法の‘-시-’は現代韓国語でも活発に用いられている。이현규(1985)は、‘-습-’が活発に用いられた 15 世紀には、敬われる人と敬う人の尊卑の落差が非常に大きかったのに対し、近代では両者の落差がなくなり、同等な身分の人に対しても‘-습-’が使われるなど‘-습-’の用法に変化が見られたとした。李他(2004)は、客体敬語法が退歩した理由について、話し手の介入の程度が主体敬語法ほど積極的でなかったためであろうとした。同研究(2004 : 247)は、「主体敬語法では尊待対象に対する

尊敬心の披露が、まさに自分みずからが比較基準となっているが、客体敬語法では第三者がその基準になる分、尊待対象に対する尊敬心の比重がそれだけ弱まったであろう」とその原因を推測している。

《参考文献》

- 李翊燮・李相億・蔡琬 著／梅田博之 監修／前田真彦 訳(2004)『韓国語概説』大修館書店
稲熊美保(2005)「韓国人日本語学習者による「~てあげる」「~てさしあげる」の使用について」『愛知文教大学論叢』8号, p.107-p.123
奥津敬一郎(1983)「授受表現の対照研究—日・朝・中・英の比較」『日本語学』4月号 vol.2, p.22-p.30
尾崎喜光(2008)「援助申し出場面における授恵表現「~てやる/~てあげる/~てさしあげる」の使用」『待遇コミュニケーション研究』5号, p.83-p.94
蒲谷宏・川口義一・坂本恵(1998)『敬語表現』大修館書店
金昌男(1999)「日・韓両言語における授受動詞の対照研究—「やる/あげる/さしあげる」と「주다/드리다」について—」『金子亨先生退官記念号千葉大学ユーラシア言語文化論集』2号, p.194-p.209
韓美卿・梅田博之(2009)『韓国語の敬語入門—テレビドラマで学ぶ日韓の敬語比較—』大修館書店
油谷幸利(2005)『日韓対照言語学入門』白帝社
고영근(1997)『개정판 표준중세국어문법론』집문당
구현정(2003)「한국어 ‘주다’류 동사의 문법화 양상」『言語學』37号, p.3-p.24
김한식(1997)「존대 수여 표현의 한-일 통·번역에 관한 고찰—「~드리다」를 중심으로—」『언어와 언어학』22号, p.399-p.420
목정수(2008)「보조동사 ‘-(어) 주다’의 統辭的 特性과 機能—与格 標識으로서의 분석 가능성—」『語文研究』140号, p.73-p.101
박용일(2008)「일본어의 [V てあげる]문과 한국어의 [V 어 드리다]문에 나타나는 단문화 현상」『日本語文学』37号, p.61-p.78
연세대학교 언어정보개발연구원 편(2008)『연세 한국어사전』두산동아
이현규(1985)「객체존대 「-습-」의 변화」『배달말』10号, p.55-p.86

현대한국어의 ‘-아/어 드리다’의 실현 양상에 대하여
- ‘-아/어 주다’로의 대치 여부를 중심으로 -

김아란
조치대학

본고에서는 한국어의 ‘-아/어 드리다’와 일본어의 「~てさしあげる」의 대조연구에 앞서 ‘-아/어 드리다’의 실현 양상을 살펴보고, ‘-아/어 주다’로 대치가 불가능한 경우가 있음을 밝혔다. 21세기 세종말뭉치와 정보검색사이트, 드라마, 실제담화에서 ‘-아/어 드리다’가 사용된 예문을 수집하여 분석한 결과, 다음과 같은 특징이 있음을 확인할 수 있었다. 우선, ‘-아/어 드리다’는 ‘도와 드리다’와 같이 객체에게 긍정적인 행위를 나타낼 때뿐만 아니라, ‘걱정을 끼쳐 드리다’, ‘고생시켜 드리다’, ‘다치게 해 드리다’와 같이 부정적인 행위를 나타낼 때도 사용되며, 이익·불이익 어느 쪽으로도 해석하기 힘든 중립적인 행위를 나타낼 때도 사용됨이 확인되었다. 그 중 긍정적인 행위를 나타내는 ‘-아/어 드리다’는 ‘-아/어 주다’로 대치 가능하였으나, 부정적인 행위와 중립적인 행위를 나타내는 ‘-아/어 드리다’는 대치가 불가능한 경우도 있었다. 의도치 않게 객체에게 불이익을 끼치고 그에 대한 사죄의 표현을 나타낼 때는 대치가 불가능하였으나, “해결해 드리지 못하다”, “제때 답변 못 해 드리다”와 같이 객체의 기대에 부응하지 못하여 불이익을 끼친 경우와 주체가 객체에게 불이익을 끼치기 위해 의도적으로 그 행위를 행하는 경우에는 ‘-아/어 주다’로의 대치가 가능하였다. 중립적인 행위는 객체가 특정 인물일 때는 대치가 가능하였으나 불특정다수인 경우에는 대치가 불가능한 경우가 있음을 확인하였다.